

令和 6 年 度

水 防 計 画

野 木 町

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	水 防 組 織	2
第 3 章	監視・警戒および重要水防箇所	4
第 4 章	器具資材および設備の整備運用並びに輸送	10
第 5 章	通 信 連 絡	11
第 6 章	気象庁が行う気象注意報、警報、特別警報、情報	11
第 7 章	洪 水 予 報	17
第 8 章	水位情報の通知及び周知	19
第 9 章	水 防 警 報	20
第 10 章	水防機関の活動	22
第 11 章	決壊時の処置	26
第 12 章	協 力 応 援	27
第 13 章	水 防 報 告	28
第 14 章	そ の 他	29
《参考資料》	資料 1 野木町水防協議会委員名簿	30
	資料 2 水防関係連絡先電話一覧表	31
	資料 3 電話通信用紙	32
	資料 4 被害状況	33
	資料 5 水防活動実施報告書	34
	資料 6 水 防 法	35
	資料 7 気象業務法（抄）	53
	資料 8 野木町水防協議会条例	55
	資料 9 避難指示等の判断・伝達マニュアル	57
	資料 10 防災行動計画【タイムライン】	61
	資料 11 野木町洪水ハザードマップ	62
	資料 12 災害協定一覧	64

第 1 章 総 則

第 1 条 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき、県水防計画に応じ自治体水防の完璧を図りその被害を最小限に止めるため、関係諸機関と緊密な連絡を図り水防に必要な人的、物的施設を整備しておくとともに、これらの具体的活用方法を定め水防に際して緊急措置の適切、円滑な実施を期するものとする。

第 2 条 水防の責任

市町村は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

1. 町の責任

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑥避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）
- ⑦予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑧水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑨緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- ⑩警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑪警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑫他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑬堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑭公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑯水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑰（指定水防管理団体）水防計画の作成又は変更、その要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑱（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ⑲水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ⑳水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉑水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉒水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉓消防事務との調整（法第 50 条）

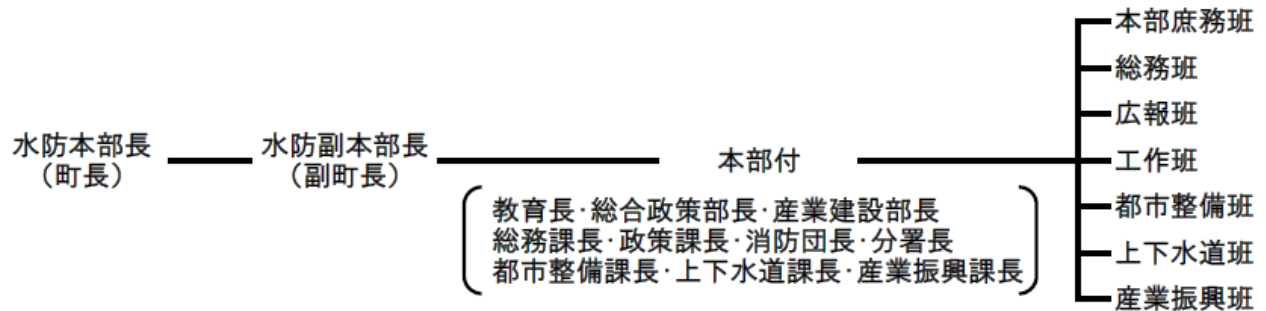
2. 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

第2章 水 防 組 織

第3条 町における水防組織

1. 町に水防本部（事務局は総務課 電話 57－4110・4112・4128）を置き事態を処理する。
2. 水防本部を設置する時期は、水防法第10条および気象業務法第14条の2の規定により、水防に関する予報又は警報が発せられたとき、又は町長が水防本部を設置する必要があると認めたときとする。
3. 町に災害対策本部が設置された場合の組織は、野木町地域防災計画の定めるところによる。
4. 水防組織は、次のとおりとする。



5. 町における水防事務の任務分担および消防団の編成は次のとおりとする。

(1) 水防事務の任務分担表

班 名	班 長	班 員	庶 務 分 担
本 部 庶 務 班	総 務 課 長	総 務 課 消防防災交通係	1. 水防計画及び水防協議会に関すること。 2. 水防に関する事務を総括すること。 3. 水防本部の庶務に関すること。 4. 常に全般の状況を把握し、対策を立案すること。 5. 水防資材の確保に関すること。 6. 水防訓練に関すること。
総 務 班	総 務 課 長	総 務 課 秘書広報係 人事給与係 庶務文書係	1. 本部長の秘書に関すること。 2. 水防本部員及び水防資材の輸送に関すること。 3. 被害調査に関すること。 4. 経理に関すること。 5. 関係機関との連絡に関すること。
広 報 班	政 策 課 長	政 策 課 職 員	1. 住民広報に関すること。
工 作 班	消 防 団 長	団 員	1. 堤防及び河川の巡視に関すること。 2. 水防作業に関すること。 3. 危険箇所の連絡に関すること。
	分 署 長	署 員	
都 市 整 備 班	都 市 整 備 課 長	都 市 整 備 課 職 員	1. 交通支障箇所及び迂回路に関すること。 2. 危険箇所の連絡に関すること。 3. 水防作業の協力、応援に関すること。 4. 水防資材の確保に関すること。 5. 野渡樋管に関すること。 6. 被害調査に関すること。

上 下 水 道 班	上 下 水 道 課 長	上 下 水 道 課 職 員	1. 逆川排水機場に関すること。 2. 水防作業の協力、応援に関すること。 3. 水防巡視に関すること。 4. 被害調査に関すること。
産 業 振 興 班	産 業 振 興 課 長	産 業 振 興 課 職 員	1. 水防作業の協力、応援に関すること。 2. 橋戸樋管に関すること。 3. 農地、山林等の被害調査に関すること。

(2) 消防団の編成表

団 長	副団長	本部団員	女性班	分 団 長	団 員 数	地 区 別
消防団長	副団長	本部団員	女性団員	本部分団長 第1分団長 第2分団長 第3分団長 第4分団長 第6分団長	21名 21名 21名 21名 21名 20名	松原、新橋 友沼、潤島 野木 南赤塚、中谷、丸林 佐川野、若林、川田 野渡
1名	2名	5名	6名	125名		

6. 職員の配備体制は次のとおりとする。

配備の種類	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 要 員
第一配備 (注意体制)	1 気象注意報又は気象警報その他災害に関する情報が発表され、被害発生のおそれがある場合。 2 その他、特に総務課長が必要と認めたとき。	特に関係ある課の必要人員で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。状況により第二配備に速やかに移行し得る体制とする。	総務課及び産業建設部の職員
第二配備 (警戒体制)	1 気象警報、その他災害に関する情報が発表され、局地的な災害発生のおそれがある場合。 2 その他、特に総合政策部長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある課の必要人員で情報収集連絡活動及び応急措置を実施する。 【災害警戒本部の設置】 状況により第三配備に直ちに切り替え得る体制とする。	総合政策部及び産業建設部の職員
第三配備 (非常体制)	1 気象警報、その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合。 2 局地的な災害が発生した場合。 3 その他、町長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある課の全職員で情報収集連絡活動及び応急措置を実施する。 【水防本部の設置】 状況により第四配備に直ちに切り替え得る体制とする。	総合政策部及び産業建設部の全職員

第四配備 (非常体制)	1 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合。 2 特別警報が発表された場合。 3 その他、町長が必要と認めたとき。	全ての職員が防災業務に従事する。 【災害対策本部の設置】	全 職 員
----------------	--	-------------------------------------	-------

第3章 監視・警戒および重要水防箇所

第4条 監視・警戒

町長は知事から大雨に関する気象状況の通報を受けたとき、又は必要があると認めたときは、出水前に必ず巡視員を堤防の巡視にあたらせるものとする。

1. 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

- (1) 堤防の溢水状況
- (2) 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 裏法の漏水、亀裂および崩壊
- (5) 樋門の両袖又は底部からの漏水および扉の締り具合
- (6) 橋梁、その他の構造部と堤防との取付部分の異常

2. 更に河川が増水して氾濫注意水位を超えたときは、堤防延長500m～1,000mごとに警戒員1名、連絡員2名の基準で警戒に当たらせるものとする。

3. 前記の巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、すみやかに関係方面に通報するものとする。

4. 巡視責任者を次のとおり定める。

河 川 名	左右岸の別	巡 視 区 間	延 長	巡視責任者	人員	連絡方法	備 考
思 川	右	友 沼 下 影	500m	第1分団長	4	無 線 電 話 伝 令	
同 上	左	友沼橋・逆川樋管		第1 "	4		
同 上	左	旧松原橋付近		本部 "	4		
同 上	左	野 木 ・ 御 林	450m	第2 "	4		
渡良瀬川	左	野 渡 樋 管		第6 "	4		
同 上	左	橋 戸 樋 管		第6 "	4		

第5条 報 告

洪水に際し町長は消防機関が出動したとき、又は水防作業を開始したとき若しくは堤防等の異常を発見したときは、第28条の系統に準じて関係者に通報するものとする。

第6条 通信の確保

1. 水防関係者は、通信施設の故障によりこれを使用（利用）することが不可能な場合は、自動車、自転車等を使用し伝令、その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
2. 水防関係者は、上記の連絡を実施するためあらかじめ所要の車輛を下記のとおり準備する。

	種 別	数量	所在地	所有者	利用者	備 考
自動車	乗用車（バスを含む）	21	野木町役場	町 長	水防本部員	
〃	貨 物 自 動 車	41	〃	〃	〃	
自転車	原動機付自転車を含む	4	〃	〃	〃	

第7条 町における重要水防箇所は「令和6年度直轄河川重要水防箇所一覧表（P6～8）」のとおりである。

令和6年度 直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	図面 対象 番号		河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所			延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流河川事務所	思右	2-1	思川	越水（溢水）	B	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	3k 下5m 3k 下100m	95.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工
利根川上流河川事務所	思右	2-2	思川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	3k 下100m 3k 下110m	10.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工
利根川上流河川事務所	思右	2-3	思川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	3k 下110m 3k 下170m	60.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工
利根川上流河川事務所	思右	2-4	思川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	3k 下170m 2.5k 下5m	335.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工
利根川上流河川事務所	思右	2-5	思川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	2.5k 下5m 2.5k 下50m	45.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工
利根川上流河川事務所	思右	2-6	思川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	2.5k 下50m 2.5k 下85m	35.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 令和4年9月30日完成 R2思川右岸川西水防拠点盛土工事 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工 シート張り工
利根川上流河川事務所	思右	2-7	思川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	2.5k 下85m 2.5k 下150m	65.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 令和4年9月30日完成 R2思川右岸川西水防拠点盛土工事 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工 シート張り工
利根川上流河川事務所	思右	2-8	思川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	2.5k 下150m 2.0k 上245m	104.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 令和4年9月30日完成 R2思川右岸川西水防拠点盛土工事、令和5年6月28日完成 R2思川山面水防拠点盛土工事	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工 シート張り工
利根川上流河川事務所	思右	2-9	思川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	2.0k 上245m 2.0k 上80m	164.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 令和4年9月30日完成 R2思川右岸川西水防拠点盛土工事	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工 シート張り工
利根川上流河川事務所	思右	2-10	思川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	2.0k 上80m 2.0k 上70m	10.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工 シート張り工
利根川上流河川事務所	思右	2-11	思川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	2.0k 上70m 1.5k 上215m	355.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工
利根川上流河川事務所	思右	1-1	思川	（重点） 工作物	A	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	2.0k 下100m	1箇所	友沼橋 桁下高不足かつ流下能力不足	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	
利根川上流河川事務所	思右	1-2	思川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	1.5k 上215m 1.0k 上138m	653.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工
利根川上流河川事務所	思右	1-3	思川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	1.0k 上138m 1.0k 下211m	349.8	危険危険水位設定箇所（乙女観測所） 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工
利根川上流河川事務所	思右	0-1	思川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	1.0k 下211m 0.5k 上178m	33.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み士のう工 かご止め工
利根川上流河川事務所	思右	0-2	思川	堤体漏水	B	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	0.5k 上178m 0.5k 上110m	67.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工
利根川上流河川事務所	思右	0-3	思川	工作物	B	右	栃木県	下都賀郡野木町友沼	0.5k 上125m	1箇所	松原大橋 桁下高不足かつ流下能力不足	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	

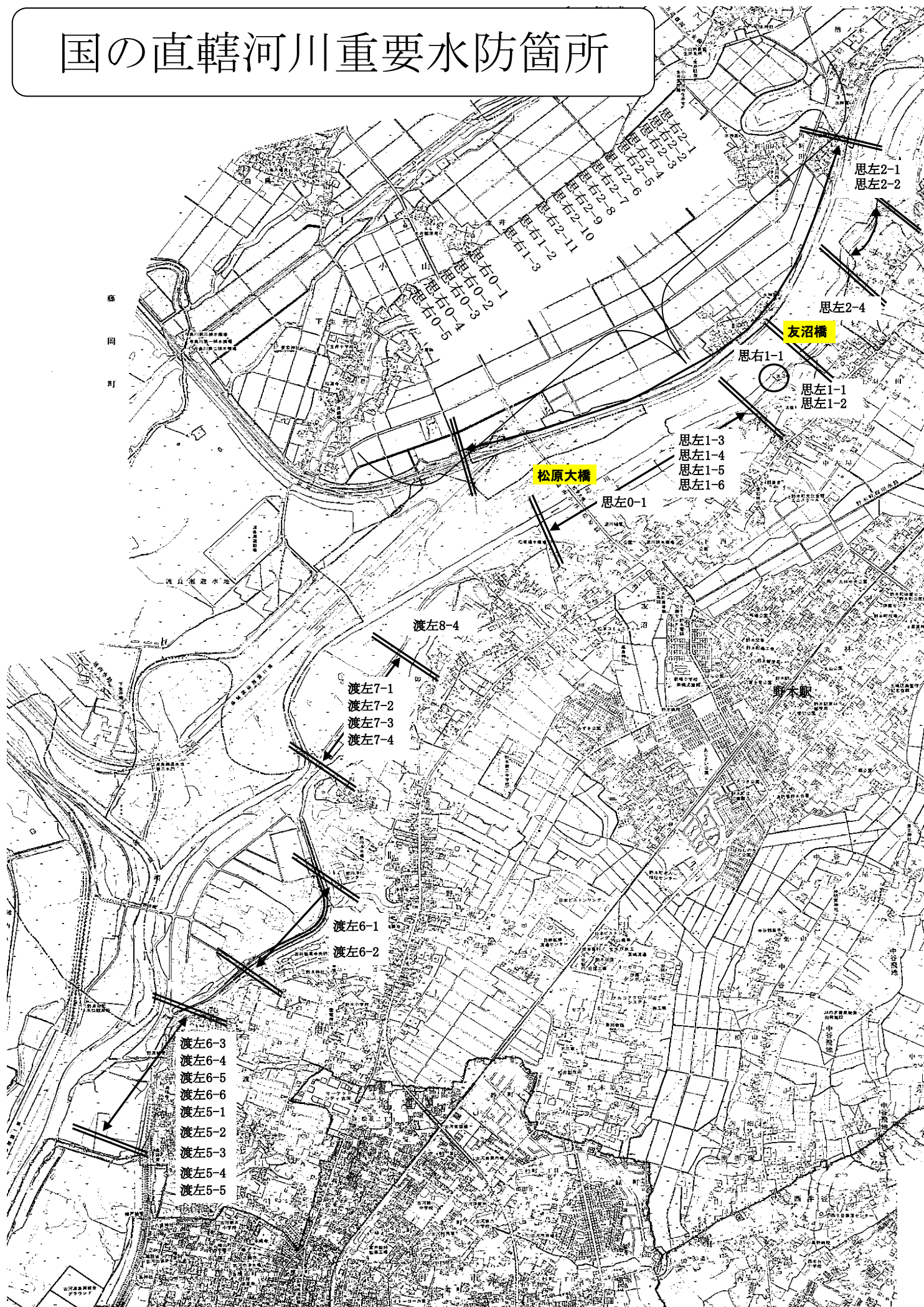
令和6年度 直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	図面 対象 番号		河 川 名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所			延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流 河川事務所	思右	0-4	思川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	0.5k 上106m 0.5k		105.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全 性調査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	思右	0-5	思川	（重点） 越水（溢水）	B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	0.5k 上106m 0.5k 下175m		175.2	危険箇所（越水） 右岸0.5k付近 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足）	野木町	栃木土木事務所	渡良瀬遊水池 出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	思左	2-1	思川	越水（溢水）	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	3k 下7m 3k 下37m		29.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （堤防高は計画堤防高未満）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	思左	2-2	思川	越水（溢水）	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	3k 下37m 3k 下66m		29.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	思左	2-4	思川	（重点） 越水（溢水）	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 上244m 2.0k 下250m		494.3	掘込であり家屋が浸水する可能性は低い が、田畑の浸水軽減のため築堤計画がある 区間 危険箇所（越水） 左岸2.0k付近 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	思左	1-1	思川	（重点） 工作物	A	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 下110m		1箇所	友沼橋 桁下高不足かつ流下能力不足	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	
利根川上流 河川事務所	思左	1-2	思川	（重点） 越水（溢水）	A	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 下250m 2.0k 下291m		40.7	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。築堤計画がある が現状では無堤。計算水位はHWL以上の ため注意を要する（避難誘導等が必要）。 計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画 堤防高未満）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	思左	1-3	思川	（重点） 越水（溢水）	A	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 下291m 1.5k 下388m		679.3	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。築堤計画がある が現状では無堤。計算水位はHWL以上の ため注意を要する（避難誘導等が必要）。 危険箇所（越水） 左岸1.5k付近 計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画 堤防高未満）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	思左	1-4	思川	（重点） 越水（溢水）	A	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.5k 下388m 1.0k 上109m		279.7	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。築堤計画がある が現状では無堤。計算水位はHWL以上の ため注意を要する（避難誘導等が必要）。 計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画 堤防高未満）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	思左	1-5	思川	越水（溢水）	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.0k 上109m 1.0k 上85m		23.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （堤防高は計画堤防高未満）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	思左	1-6	思川	（重点） 越水（溢水）	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.0k 上85m 1.0k 下48m		133.9	氾濫危険水位設定箇所（乙女観測所） 危険箇所（越水） 左岸1.0k付近 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	思左	0-1	思川	工作物	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.0k 下115m		1箇所	松原大橋 流下能力不足	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	

令和6年度 直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	図面 対象 番号		河 川 名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務 所		
利根川上流 河川事務所	渡左	8-4	渡良瀬川	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8. 5k 上6m 8. 5k	5. 7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支 障が生じる可能性がある箇所 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安 全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工 釜段工
利根川上流 河川事務所	渡左	7-1	渡良瀬川	堤体漏水	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8. 0k 8. 0k 下120m	119. 6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安 全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工
利根川上流 河川事務所	渡左	7-2	渡良瀬川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8. 0k 下120m 8. 0k 下147m	27. 6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安 全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	渡左	7-3	渡良瀬川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8. 0k 下147m 8. 0k 下396m	248. 4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安 全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	渡左	7-4	渡良瀬川	堤体漏水	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8. 0k 下396m 8. 0k 下460m	64. 4	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安 全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工
利根川上流 河川事務所	渡左	6-1	渡良瀬川	越水（溢水）	要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	7. 0k 下131m 7. 0k 下177m	46. 2	山付・掘込地形の中腹部に河川区域内で家 屋が存在する区間。計算池水位はHWL以 上のため注意を要する区間	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	渡左	6-2	渡良瀬川	越水（溢水）	要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	7. 0k 下200m 7. 0k 下231m	30. 8	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。計算池水位はH WL以上のため注意を要する区間	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	渡左	6-3	渡良瀬川	越水（溢水）	要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6. 5k 下36m 6. 5k 下328m	292. 0	山付・掘込地形の中腹部に河川区域内でか つHWLより低い場所に家屋が存在する区 間（避難誘導等が必要）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	渡左	6-4	渡良瀬川	越水（溢水）	要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6. 5k 下328m 6. 0k 上182m	219. 0	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。計算池水位はH WL以上のため注意を要する区間	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	渡左	6-5	渡良瀬川	越水（溢水）	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6. 0k 上182m 6. 0k 上95m	87. 6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （堤防高は計画堤防高未満）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	渡左	6-6	渡良瀬川	越水（溢水）	要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6. 0k 上95m 6. 0k	94. 9	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。計算池水位はH WL以上のため注意を要する区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安 全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工
利根川上流 河川事務所	渡左	5-1	渡良瀬川	越水（溢水） 堤体漏水	要注 B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6. 0k 6. 0k 下156m	156. 5	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。計算池水位はH WL以上のため注意を要する区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安 全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	渡左	5-2	渡良瀬川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	要注 B 要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6. 0k 下156m 6. 0k 下170m	13. 0	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。計算池水位はH WL以上のため注意を要する区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安 全性照査） 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	渡左	5-3	渡良瀬川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6. 0k 下170m 6. 0k 下217m	47. 8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安 全性照査） 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	渡左	5-4	渡良瀬川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6. 0k 下217m 5. 5k 上78m	139. 1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤 防脆弱性・安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
利根川上流 河川事務所	渡左	5-5	渡良瀬川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	5. 5k 上78m 5. 5k 下70m	147. 9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤 防脆弱性・安全性照査）	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工

国の直轄河川重要水防箇所



第4章 器具資材および設備の整備運用並びに輸送

第8条 器具、資材および設備の整備

1. 本町における水防資材の備蓄状況（令和6年7月1日現在）は次のとおりである。
2. 前項の資器材は、第20条により水防機関に出動を命じた場合に、当該出動機関に配布するものとする。

設 置 場 所	友 沼 2722	野 渡 764	計	野 木 分 署
建 設 面 積 m ²		16		
設 置 年 月 日	(移転新築)	S25.4.1		
管 理 者	町 長	同 左		
鉄 線 (kg)	14	20	34	
か ま す 等 (俵)				
ア サ 袋 (袋)				
筵 (シート) (枚)				
土 の う 袋 (袋)	1,000	1,000	2,000	250
大 型 土 の う 袋 (袋)				
玉 縄 (玉)				
鉄 杭 等 (本)	731	200	931	75
ナ タ (丁)	3	3	6	2
鋸 (〃)	10	2	12	5
ス コ ッ プ (〃)	15	10	25	15
掛 矢 (〃)	9	2	11	5
唐 ク ワ (〃)		3	3	
ツ ル ハ シ (〃)	1	3	4	2
オ ノ (〃)		4	4	5
鎌 (〃)	4		4	4
ハ ン マ ー (〃)	2	3	5	1
ペ ン チ (〃)	5	3	8	3
エ ン ピ (〃)		1	1	
縄 通 し (〃)	2		2	
大 鎌 (〃)	1		1	2
鉄 線 切 (〃)				2
プ ラ イ ヤ ー (〃)				3
一 輪 車 (台)				3
ナ マ シ (巻)				1

3. 前記水防資材は、腐朽破損しないよう管理者が保管するものとする。

第9条 輸送の確保

水防資材および人員の調達輸送を円滑にするため使用する車輛は次のとおりである。

種 別	数 量	所 在 地	備 考
乗用車（バスを含む）	第6条に定めるものの一部を使用	野 木 町 役 場	
貨 物 自 動 車	〃	〃	
消 防 ポ ン プ 自 動 車	各分団ポンプ車を使用	消 防 団	

第5章 通 信 連 絡

第10条 水防通信の優先

法第27条第2項の規定により、町長、消防団長又はこれらの者の命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のために加入電話を優先的に利用し、必要があるときは警察通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。

第11条 通信方法、その他

1. 通信内容については、簡潔かつ要領よくとりまとめ、冗長にわたらないように注意すること。
2. 町長は、常に県、警察署、駅、東京電力株式会社、関東地方整備局出張所等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するように努めるものとする。
3. 水防関係のため必要な関係者の電話は、資料2（31ページ）のとおりとする。
4. 通信事項は、電話通信紙 資料3（32ページ）に記入し、これに取扱い者の職、氏名（発受信者）および発受信の日時を必ず記入すること。
5. 水防に関する町民への周知方法は、テレビ、ラジオ、野木町防災たより、野木町ホームページ、野木町公式SNS、防災行政無線及び広報車等を利用する。

第6章 気象庁が行う気象注意報、警報、特別警報、情報

第12条 気象庁が単独で行う気象注意報、警報、特別警報、情報

1. 宇都宮地方気象台は気象業務法第14条の2第1項により気象及び洪水について予報及び警報を行う。
（注）発表単位は、市町毎とする。
2. 種類及び発表基準は次のとおりである。

警報・注意報基準一覧表

発表官署		宇都宮地方気象台				
府県予報区		栃木県				
一次細分区域		南部			北部	
市町村等をまとめた区域		県央部	南東部	南西部	那須地域	日光市
警 報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	20m/s			20m/s ※1	20m/s ※2
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う			20m/s ※1 雪を伴う	20m/s ※2 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ15cm	平地12時間降雪の深さ15cm 山地12時間降雪の深さ30cm		平地12時間降雪の深さ15cm 山地12時間降雪の深さ30cm	
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	強風(平均風速)	12m/s ※3			12m/s ※4	12m/s ※5
	風雪(平均風速)	12m/s ※3 雪を伴う			12m/s ※4 雪を伴う	12m/s ※5 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ5cm	平地12時間降雪の深さ5cm 山地12時間降雪の深さ15cm		平地12時間降雪の深さ5cm 山地12時間降雪の深さ15cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧(視程)	100m				
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%				
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上				
	低温	夏期:最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-9℃以下※6				
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下				
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm				

※1 那須高原(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。

※2 日光特別地域気象観測所の観測値は22m/sを目安とする。

※3 宇都宮地方気象台の観測値は14m/sを目安とする。

※4 那須高原(アメダス)の観測値は17m/sを目安とする。

※5 日光特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

※6 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス)の値。

別表1大雨警報基準表、および、別表3大雨注意報基準表

市町村等を まとめた地域	市町村	(別表1)大雨警報基準		(別表3)大雨注意報基準	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
県央部	宇都宮市	21	139	10	101
	さくら市	15	148	9	108
	上三川町	20	—	11	146
	高根沢町	15	140	12	102
南東部	真岡市	21	138	10	100
	那須烏山市	21	137	11	100
	益子町	21	137	9	100
	茂木町	21	133	12	97
	市貝町	21	138	9	100
	芳賀町	21	140	10	102
	那珂川町	21	133	12	97
南西部	足利市	20	132	10	83
	栃木市	18	146	10	91
	佐野市	18	132	9	83
	鹿沼市	13	159	10	100
	小山市	14	146	10	91
	下野市	17	—	10	146
	壬生町	14	—	10	146
	野木町	20	146	11	91
那須地域	大田原市	17	121	12	73
	矢板市	14	139	11	84
	那須塩原市	16	146	12	89
	塩谷町	13	159	10	96
	那須町	15	136	10	82
日光市	日光市今市	14	159	9	96
	日光市日光	14	156	9	95
	日光市藤原	12	167	8	101
	日光市足尾	14	148	8	90
	日光市栗山	14	129	9	78

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1)大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (2)別表1、別表3の表面雨量指数基準は市町村等の域内(1km四方毎)において単一の値となる。
ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合は市町村等の域内における最低値を記載している。
- (3)土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。別表1、別表3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を記載している。
- (4)洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (5)洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (6)複合基準は2つの指標による基準を示す。例えば、「姿川流域=(8, 11.6)」は、「姿川流域で表面雨量指数8以上かつ流域雨量指数11.6以上」を意味する。

〈参考〉

土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を雨量データから指数化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域毎に算出する。

流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水害発生の危険性を示す指標で、流域に降った雨水が地表面や地中を通り時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川にそって下る量を指数化したもの。解析雨量、降水ナウキャスト、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域毎に算出する。

表面雨量指数:表面雨量指数は、降雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地面の被覆状況や地質・地形勾配を考慮し、降った雨が地表にどれだけ溜まっているかを雨量データから指数化したもの。解析雨量、降水ナウキャストをもとに、1km四方の領域毎に算出する。

別表2洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
県央部	宇都宮市	姿川流域＝18.9、釜川流域＝9.1、 山下川流域＝6.6、越戸川流域＝4.6、 江川流域＝10.9、武名瀬川流域＝4.4、 御用川流域＝10.5、山田川流域＝15.4、 新川流域＝6.1、鶴田川流域＝10.2、 赤川流域＝10.5、松葉川流域＝6.1、 流川流域＝7、武子川流域＝16.3	姿川流域＝(8、12.9)	鬼怒川〔佐貫(下)・石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕
	さくら市	五行川流域＝7.9、内川流域＝29.1、 江川流域＝9	－	鬼怒川〔佐貫(下)〕、 荒川〔連城橋〕
	上三川町	江川流域＝14.2	田川流域＝(12、16.4)	鬼怒川〔佐貫(下)・石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕
	高根沢町	五行川流域＝11.2、井沼川流域＝4.6、 大沼川流域＝7.3	－	鬼怒川〔佐貫(下)〕
南東部	真岡市	赤堀川流域＝6.2	五行川流域＝(10、15.7)	小貝川〔三谷〕、 鬼怒川〔石井(右)〕、 小貝川上流部〔鉄道橋下〕、 五行川〔妹内橋〕
	那須烏山市	小貝川流域＝4、江川流域＝19.5	荒川流域＝(10、23.4)	那珂川〔小口〕、 荒川〔連城橋〕
	益子町	小宅川流域＝8.6	小宅川流域＝(7、7.7)	小貝川〔三谷〕、 小貝川上流部〔鉄道橋下〕
	茂木町	八反田川流域＝7.5、木須川流域＝9.5、 生井川流域＝5.8、鮎田川流域＝8.9、 坂井川流域＝8.1	逆川流域＝(11、8.8)、 鮎田川流域＝(9、8)、 坂井川流域＝(9、7.2)	那珂川〔小口・野口〕、 逆川〔木幡大橋〕
	市貝町	小貝川流域＝6.2、桜川流域＝7.7	荒川流域＝(10、23.4)	那珂川〔小口〕、 荒川〔連城橋〕、 小貝川上流部〔鉄道橋下〕、 五行川〔妹内橋〕
	芳賀町	野元川流域＝11.6	－	五行川〔妹内橋〕
	那珂川町	武茂川流域＝20	－	那珂川〔小口〕、 簗川〔佐久山〕
南西部	足利市	矢場川流域＝9.3、松田川流域＝11.6、 旗川流域＝26.1、姥川流域＝5、 名草川流域＝7.3、蓮台寺川流域＝5、 小俣川流域＝7.8、尾名川流域＝6.4	渡良瀬川流域＝(10、40.9)	袋川〔千蔵橋〕、 渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕、 渡良瀬川下流部〔足利〕
	栃木市	巴波川流域＝15.1、三杉川流域＝11.6、 赤津川流域＝11、柏倉川流域＝4.8、 藤川流域＝6.6	永野川流域＝(8、11.7)、 巴波川流域＝(8、13.5)、 赤津川流域＝(8、9.9)、 藤川流域＝(8、5.9)	思川〔保橋・観晃橋〕、 黒川〔府中橋・東雲橋〕、 永野川〔大平橋上〕、 渡良瀬川上流部〔高津戸〕、 利根川上流部〔八斗島・栗橋〕、 渡良瀬川下流部〔足利・古河・乙女・中里〕
	佐野市	三杉川流域＝10、旗川流域＝25.3、 菊沢川流域＝4.8、出流川流域＝9、 才川流域＝5.3	三杉川流域＝(15、9)	秋山川〔大橋〕、 渡良瀬川上流部〔高津戸〕、 渡良瀬川下流部〔足利〕
	鹿沼市	思川流域＝18.4、永野川流域＝16.8、 大芦川流域＝34.3、武子川流域＝14.8、 小藪川流域＝6.5、西武子川流域＝4.1	思川流域＝(8、16.5)、 黒川流域＝(8、22.6)、 小藪川流域＝(9、5.9)、 西武子川流域＝(8、3.9)	思川〔保橋・観晃橋〕、 黒川〔府中橋・東雲橋〕
	小山市	田川流域＝15.8、巴波川流域＝18.6、 与良川流域＝7.7、柚井木川流域＝5	思川流域＝(8、63.1)、 永野川流域＝(8、26)、 柚井木川流域＝(8、4.5)	鬼怒川〔石井(右)・川島〕、 田川〔東橋・明治橋〕、 思川〔保橋・観晃橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕、 永野川〔大平橋上〕、 渡良瀬川下流部〔古河・乙女・中里〕
	下野市	新川流域＝14.1	姿川流域＝(8、26.6)	鬼怒川〔石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕、 思川〔保橋・観晃橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕、 黒川〔府中橋・東雲橋〕
	壬生町	恵川流域＝11.9	思川流域＝(12、44.9)、 黒川流域＝(8、30.7)	思川〔保橋・観晃橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕、 黒川〔府中橋・東雲橋〕
	野木町	宮戸川流域＝7.8	－	思川〔保橋・観晃橋〕、 渡良瀬川下流部〔古河・乙女・中里〕
那須地域	大田原市	熊川流域＝17.3、押川流域＝6.4、 松葉川流域＝11.8、湯坂川流域＝14、 巻川流域＝4.4、相の川流域＝9.2	那珂川流域＝(13、45.9)、 熊川流域＝(13、15.5)、 松葉川流域＝(9、10.6)、 湯坂川流域＝(9、12.6)	那珂川〔小口〕、 那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、 簗川〔佐久山〕、 蛇尾川〔蛇尾橋〕、 余笹川〔中余笹橋〕
	矢板市	荒川流域＝23.3、内川流域＝19.2、 宮川流域＝9.3、出川流域＝6.1	－	鬼怒川〔佐貫(下)〕、 簗川〔佐久山〕
	那須塩原市	簗川流域＝31.4、熊川流域＝17.7	余笹川流域＝(9、21.8)、 簗川流域＝(9、29.2)、 熊川流域＝(9、15.9)	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、 蛇尾川〔蛇尾橋〕、 余笹川〔中余笹橋〕
	塩谷町	荒川流域＝20.3、西荒川流域＝13	－	鬼怒川〔佐貫(下)〕
	那須町	黒川流域＝28.2、黒田川流域＝12.8、 四ツ川流域＝13.5、八景堀川流域＝8.5、 上黒尾川流域＝4.4	上黒尾川流域＝(8、3.8)	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、 余笹川〔中余笹橋〕
日光市	日光市今市	鬼怒川流域＝78.5、田川流域＝9.1、 大谷川流域＝40.9、板穴川流域＝20.6、 砥川流域＝15.3、古大谷川流域＝8.9、 赤堀川流域＝9.8、武子川流域＝12、 長畑川流域＝13.8、行川流域＝12.4	古大谷川流域＝(7、8)	－
	日光市日光	田川流域＝3.2、大谷川流域＝40、 湯川流域＝18.4、行川流域＝6.7	－	－
	日光市藤原	鬼怒川流域＝61.6、男鹿川流域＝24.1、	－	－
	日光市足尾	渡良瀬川流域＝31.4	－	－
	日光市栗山	鬼怒川流域＝44.3、湯西川流域＝10.3	－	－

※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

別表4洪水注意報基準

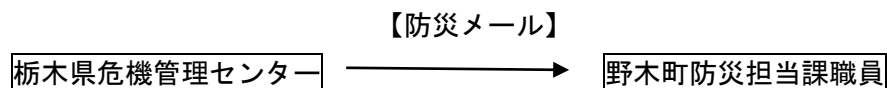
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
県央部	宇都宮市	姿川流域＝15.1、釜川流域＝7.2、 山下川流域＝5.2、越戸川流域＝3、 江川流域＝8.7、武名瀬川流域＝3.5、 御用川流域＝8.4、山田川流域＝12.3、 新川流域＝4.8、鶴田川流域＝8.1、 赤川流域＝8.4、松葉川流域＝4.8、 流川流域＝5.6、武子川流域＝13	田川流域＝(8、21.5)、 姿川流域＝(5、11.6)、 新川流域＝(5、4.8)	鬼怒川〔佐貫(下)・石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕
	さくら市	五行川流域＝6.3、内川流域＝23.2、 江川流域＝7	荒川流域＝(7、21.5)、 内川流域＝(5.23.2)、 江川流域＝(5、7)	鬼怒川〔佐貫(下)〕、 荒川〔連城橋〕
	上三川町	江川流域＝11.3	鬼怒川流域＝(9、65.2)、 田川流域＝(9、13)	鬼怒川〔石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕
	高根沢町	五行川流域＝8.9、井沼川流域＝3.7、 大沼川流域＝5.8	—	鬼怒川〔佐貫(下)〕
南東部	真岡市	赤堀川流域＝4.9	小貝川流域＝(5、19.7)、 五行川流域＝(5、12.4)	小貝川〔三谷〕、 鬼怒川〔石井(右)〕、 小貝川上流部〔鉄道橋下〕、 五行川〔妹内橋〕
	那須烏山市	小貝川流域＝3.3、江川流域＝15.6	那珂川流域＝(5、57.4)、 荒川流域＝(9、17)、 江川流域＝(5、11.6)	那珂川〔小口〕、 荒川〔連城橋〕
	益子町	小宅川流域＝6.8	小宅川流域＝(7、5.4)	小貝川〔三谷〕、 小貝川上流部〔鉄道橋下〕
	茂木町	八反田川流域＝6、木須川流域＝7.6、 生井川流域＝4.6、鮎田川流域＝7.1、 坂井川流域＝6.4	那珂川流域＝(6、28)、 逆川流域＝(6、6.4)、 鮎田川流域＝(9、7.1)、 坂井川流域＝(9、5.1)	那珂川〔小口・野口〕、 逆川〔木幡大橋〕
	市貝町	小貝川流域＝4.9、桜川流域＝6.1	荒川流域＝(9、17)	荒川〔連城橋〕、 小貝川上流部〔鉄道橋下〕
	芳賀町	野元川流域＝9.2	五行川流域＝(7、6.3)、 野元川流域＝(9、8.7)	五行川〔妹内橋〕
	那珂川町	武茂川流域＝16	武茂川流域＝(10、15)	那珂川〔小口〕、 碓氷〔佐久山〕
南西部	足利市	矢場川流域＝7.4、松田川流域＝9.2、 旗川流域＝20.8、姥川流域＝4、 名草川流域＝5.8、蓮台寺川流域＝4、 小俣川流域＝6.2、尾名川流域＝4.6	渡良瀬川流域＝(9、36.8)、 矢場川流域＝(5、7.4)、 松田川流域＝(8、7.4)、 姥川流域＝(5、3.7)、 小俣川流域＝(5、3.9)、 尾名川流域＝(5、4.6)	袋川〔千歳橋〕、 渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕、 渡良瀬川下流部〔足利〕
	栃木市	巴波川流域＝12、三杉川流域＝9.2、 赤津川流域＝8.8、柏倉川流域＝3.8、 藤川流域＝5.2	思川流域＝(9、52.1)、 永野川流域＝(5、10.5)、 巴波川流域＝(5、12)、 赤津川流域＝(8、7)、 柏倉川流域＝(9、3)、 藤川流域＝(8、4.2)	思川〔保橋・観晃橋〕、 永野川〔大平橋上〕、 渡良瀬川下流部〔足利・古河・中里〕
	佐野市	三杉川流域＝8、旗川流域＝20.2、 菊沢川流域＝3.4、出流川流域＝7.2、 才川流域＝4.2	秋山川流域＝(5、17)、 三杉川流域＝(5、8)、 旗川流域＝(7、15.8)、 菊沢川流域＝(5、3.4)、 才川流域＝(5、4.2)	秋山川〔大橋〕、 渡良瀬川下流部〔足利〕
	鹿沼市	思川流域＝14.7、永野川流域＝13.4、 大芦川流域＝27.4、武子川流域＝11.8、 小藪川流域＝5、西武子川流域＝3.3	思川流域＝(8、11.8)、 黒川流域＝(8、16.1)、 大芦川流域＝(5、27.4)、 小藪川流域＝(6、5)、 西武子川流域＝(5、3.2)	思川〔保橋・観晃橋〕、 黒川〔府中橋・東雲橋〕
	小山市	田川流域＝12.6、巴波川流域＝14.8、 与良川流域＝6.1、柚井木川流域＝4	思川流域＝(5、42.3)、 永野川流域＝(7、21.1)、 柚井木川流域＝(8、3.2)	鬼怒川〔石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕、 思川〔保橋・観晃橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕、 永野川〔大平橋上〕、 渡良瀬川下流部〔古河・乙女・中里〕
	下野市	新川流域＝11.2	思川流域＝(9、52.1)、 姿川流域＝(8、20.6)	鬼怒川〔石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕
	壬生町	恵川流域＝9.5	思川流域＝(7、29.5)、 黒川流域＝(8、20.9)、 姿川流域＝(8、15.3)、 恵川流域＝(8、7.6)	思川〔保橋・観晃橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕、 黒川〔府中橋・東雲橋〕
	野木町	宮戸川流域＝6.2	—	思川〔保橋・観晃橋〕、 渡良瀬川下流部〔古河・乙女〕
那須地域	大田原市	熊川流域＝13.8、押川流域＝5.1、 松葉川流域＝9.4、湯坂川流域＝8.8、 巻川流域＝3.5、相の川流域＝7.3	那珂川流域＝(10、37)、 碓氷流域＝(8、35)、 熊川流域＝(8、13.8)、 押川流域＝(10、5.1)、 松葉川流域＝(9、7.5)、 湯坂川流域＝(6、8.8)	那珂川〔小口〕、 那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、 碓氷〔佐久山〕、 蛇尾川〔蛇尾橋〕、 余笹川〔中余笹橋〕
	矢板市	荒川流域＝18.6、内川流域＝15.3、 宮川流域＝7.4、出川流域＝4.8	—	碓氷〔佐久山〕
	那須塩原市	碓氷川流域＝25.1、熊川流域＝14.1	余笹川流域＝(9、15.5)、 碓氷川流域＝(6、25.1)、 熊川流域＝(6、14.1)	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、 蛇尾川〔蛇尾橋〕、 余笹川〔中余笹橋〕
	塩谷町	荒川流域＝16.2、西荒川流域＝10.4	鬼怒川流域＝(9、62.9)、 荒川流域＝(9、16.2)	鬼怒川〔佐貫(下)〕
	那須町	黒川流域＝22.5、黒田川流域＝10.2、 四ツ川流域＝10.8、八景堀川流域＝6.8、 上黒尾川流域＝3.5	余笹川流域＝(5、23.4)、 黒川流域＝(8、18)、 上黒尾川流域＝(8、2.7)	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、 余笹川〔中余笹橋〕
日光市	日光市今市	鬼怒川流域＝62.8、田川流域＝7.2、 大谷川流域＝32.7、板穴川流域＝16.4、 砥川流域＝12.2、古大谷川流域＝7.1、 赤堀川流域＝7.8、武子川流域＝9.6、 長畑川流域＝11、行川流域＝9.9	田川流域＝(5、7.2)、 板穴川流域＝(5、16.4)、 古大谷川流域＝(5、7.1)、 赤堀川流域＝(5、7.8)、 武子川流域＝(5、9.6)、 長畑川流域＝(5、11)、 行川流域＝(5、9.9)	—
	日光市日光	田川流域＝2.5、大谷川流域＝32、 湯川流域＝14.7、行川流域＝5.3	—	—
	日光市藤原	鬼怒川流域＝49.2、男鹿川流域＝19.2	—	—
	日光市足尾	渡良瀬川流域＝25.1	—	—
	日光市栗山	鬼怒川流域＝35.4、湯西川流域＝8.2	—	—

※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

3. 宇都宮地方気象台は1により警報を発表したときは、気象業務法第15条第1項の規定により栃木県に速やかに連絡するものとする。
4. 宇都宮地方気象台は県内の気象状況から、特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、次の系統により関係機関に連絡するものとする。



【夜間、祝休日における気象警報等伝達系統】



5. 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

第7章 洪水予報

第13条 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1. 法第10条第2項および気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報を行う河川で本町関係のものは次のとおりである。

洪水予報区間	洪水予報実施区域	基準観測所
渡良瀬川上流部	(渡良瀬川) 左岸 群馬県みどり市大間々町高津戸 1078 番 17 地先から 足利市若草町 12 番 1 地先まで 右岸 群馬県みどり市大間々町大間々 2245 番 4 地先から 足利市福富町 1819 番 3 地先まで	高津戸
	(桐生川) 左岸 群馬県桐生市菱町 4 丁目字金葛 2442 番の 2 地先から 渡良瀬川合流点まで 右岸 群馬県桐生市天神町 3 丁目 360 番の 12 地先から 渡良瀬川合流点まで	広見橋
渡良瀬川下流部	(渡良瀬川) 左岸 足利市若草町 12 番 1 地先から利根川合流点まで 右岸 足利市福富町 1819 番 3 地先から利根川合流点まで	足利 古河
	(思川) 左岸 小山市大字乙女字寒沢 1119 番 1 地先から 渡良瀬川合流点 右岸 下都賀郡野木町大字友沼字角新田 1858 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで	乙女
	(巴波川) 左岸 小山市大字中里字堤田 1125 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで 右岸 栃木市大平町伯仲字姥神 257 番地先から 渡良瀬川合流点まで	中里

2. 洪水予報は、河川毎にその地点の水位または流量を示して発表される。

洪水の 危険レベル	種 類	解説	
		発表の基準	町・住民に求める 行動等
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生した後速やかに発表する。	・逃げ遅れた住民の救助等。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。

レベル 4	氾濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位(危険水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位を到達した場合に、速やかに発表する。	・町は避難指示の発令を判断。
レベル 3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・町は高齢者等避難の発令を判断。
レベル 2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・住民は洪水に関する情報に注意。 ・水防団出動。
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位。	・水防団待機。

※解除 氾濫注意情報の解除は、氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったときに発表する。

3. 伝達系統

法第10条第1項及び第2項に基づき、国土交通大臣並びに気象庁長官から洪水予報の通知を受けた知事が本町に対して行う伝達方法は次のとおりである。

国土交通省関東地方整備局



県水防本部



野木町【防災システム及びFAX】

気象庁予報部

4. 洪水予報の基準となる水位観測所

(利根川水系) 河川名	観測所名	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)
渡良瀬川	高津戸	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54
桐生川	広見橋	1.70	2.00	3.00	3.70	4.00
渡良瀬川	足利	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54
渡良瀬川	古河	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72
思川	乙女	3.00	5.50	5.70	8.70	8.74
巴波川	中里	2.00	2.70	5.10	5.50	5.51

第14条 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1. 法第11条第1項の規定により、洪水予報を行う河川で本町関係のものは次のとおりである。

水系名	河川名	区 域	基準観測所
利根川	思 川	左岸 鹿沼市深程大芦川合流点から小山市大字乙女まで	保 橋 (栃木)
		右岸 鹿沼市深程大芦川合流点から野木町大字友沼まで	観晃橋 (小山)

2. 伝達系統

県水防本部 → 野 木 町【防災システム及びFAX】

3. 洪水予報の基準となる水位観測所

(利根川水系) 河 川 名	観測所名	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
思 川	保 橋	1.50	1.80	3.30	4.10
思 川	観晃橋	2.80	3.40	5.80	6.50

第8章 水位情報の通知及び周知

第15条 栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

1. 法第13条の規定により栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川で本町関係のものは次のとおりである。

水系名	河川名	区 域	基準観測所
利根川	巴波川	左岸 栃木市川原田町ふたまた橋から小山市大字中里まで 右岸 栃木市川原田町ふたまた橋から栃木市大平町伯仲まで	倭 橋 (栃木)

2. 伝達系統

県水防本部 → 野 木 町【防災システム及びFAX】

3. 基準となる水位観測所

(利根川水系) 河 川 名	観測所名	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
巴波川	倭 橋	0.70	1.00	1.30	1.80

第9章 水 防 警 報

第16条 水防警報の種類並びに発表基準

法第16条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報並びに発表基準は、概ね次表のとおりである。

種 類	内 容	国管理河川の 発表基準	県管理河川の 発表基準
待 機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。 または、水位、流量等その他の河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指 示 及 び 情 報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第 17 条 国土交通大臣の行う水防警報

1. 指定河川及びその区域

水系・河川名	区 域	基準水位観測所	発 表 者
利根川水系 思 川	左岸 小山市大字乙女字寒沢 1119 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで 右岸 野木町大字友沼字角新田 1858 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで	乙女	利根川上流 河川事務所
利根川水系 巴波川	左岸 小山市大字中里字堤田 1125 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで 右岸 栃木市大平町伯仲字姥神 257 番地先から 渡良瀬川合流点まで	中里	
利根川水系 渡良瀬川	左岸 栃木市藤岡町藤岡字山合 5879 番 3 地先 東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで 右岸 栃木市藤岡町藤岡字鷲原 5721 番 11 地先 東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで	古河	

2. 伝達系統

利根川上流河川事務所 → 県水防本部 → 野 木 町【防災システム及び F A X】

3. 水防警報の基準となる水位観測所

(利根川水系) 河 川 名	観測所名	地 先	水 防 団 待 機 水 位 (m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断水位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)	計 画 高 水位
思 川	乙女	小山市乙女	3.00	5.50	5.70	8.70	8.74
巴波川	中里	小山市中里	2.00	2.70	5.10	5.50	5.51
渡良瀬川	古河	古河市桜町	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72

第 18 条 知事の行う水防警報

1. 指定河川及びその区域

河川名	区 域	基準水位観測所	流域内雨量観測所
利根川水系 思川	左岸 鹿沼市深程大芦川合流点から 小山市大字乙女まで 右岸 鹿沼市深程大芦川合流点から 野木町大字友沼まで	保橋（栃木） 観晃橋（小山）	（気）鹿沼、（気）宇都宮、粟野、真名子、遠木、上粕尾、古峰原、東小来川、大久保、板荷、田下、下久我、鹿沼土木、小山
利根川水系 巴波川	左岸 栃木市川原田町ふたまた橋から 小山市大字中里まで 右岸 栃木市川原田町ふたまた橋から 栃木市大平町伯仲まで	倭橋（栃木）	（気）栃木 栃木土木

2. 伝達系統

県水防本部 → 野 木 町【防災システム及びFAX】

3. 水防警報等の基準となる水位観測所

河川名	観測所名	設置位置	主 管 事務所	水防団 待機水 位 (m)	氾濫注 意水位 (m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険水位 (m)
思 川	観 晃 橋	小山市中央町 1-2-16 地先	栃木土木 事務所	2.80	3.40	5.80	6.50
思 川	保 橋	栃木市柳原町 195 地先	栃木土木 事務所	1.50	1.80	3.30	4.10
永野川	大平橋上	栃木市大平町 下皆川字町田 987-1 地先	栃木土木 事務所	2.10	2.80	3.40	4.50
巴波川	倭 橋	栃木市入舟町 1-1 地先	栃木土木 事務所	0.70	1.00	1.30	1.80

第10章 水 防 機 関 の 活 動

第19条 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

町長は次の場合には、直ちに栃木土木事務所長に報告するものとする。

- (1) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) 消防団が出動したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む）

第20条 非 常 配 備

町長が職員および消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 町長が自らの判断により必要と認める場合。
- (2) 水防警報指定河川等にあつては、知事からの警報を受けた場合。
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合。
- (4) 町長は、あらかじめ本部員の非常備配備の体制を整備しておくものとする。

第21条 消防機関（水防機関）が出動するときは、次の基準による。

1. 待 機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情勢を把握することに努め、また、一般団員はただちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報および警報が発せられたときに発令する。

2. 準 備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるときは消防機関に対し出動準備をさせる。

出動準備の要領は、下記によるものとする。

- （１） 消防団の役員（班長以上）および機関員は、所属分団の詰所、器具置場等所定の場所に集合する。
- （２） 水防資材および器具の整備点検および作業員の配備計画。
- （３） 樋門等の水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣する。

3. 出 動

河川の水位がなお上昇し、又は水防管理者（町長）が出動の必要を認めたときは、消防団の全員を詰所に集合させ警戒配備につかせる。

出動要領は下記による。

[第1次出動]

消防機関の少数が出動して堤防の巡視警戒に当たるとともに、樋門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行なう。

[第2次出動]

消防機関の一部が出動し、水防活動に入る。

[第3次出動]

消防機関の全員が出動して水防活動に入る。但し、いずれの段階の出動を行なうかは、水防管理者が危険度に適合するように定めるものとする。

4. 解 除

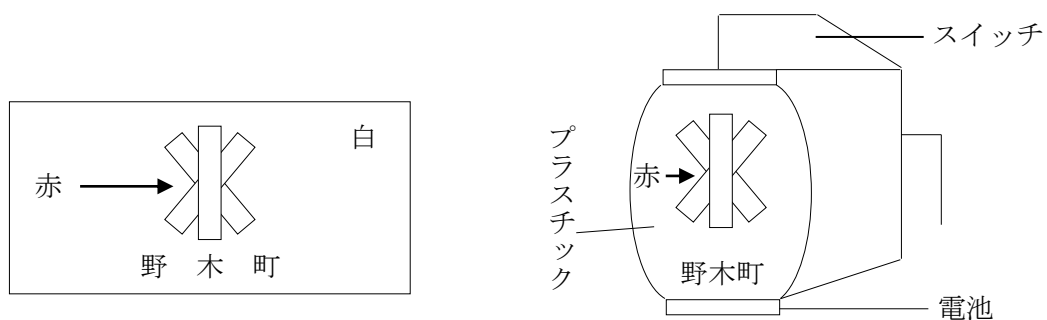
河川の水位が下降し、水防警戒の必要を認められなくなったときは、消防機関に対し、水防活動の終了を通知する。

第22条 住民の水防協力

町長又は消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは町の区域内に住む者、又は水防の現場にいる者をして水防に従事させ消防機関に応援させることができる。

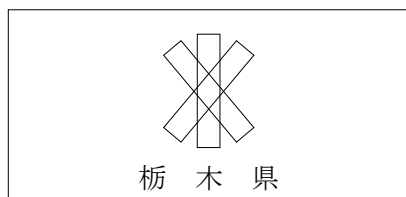
第23条 水 防 標 識

1. 法第18条の規定により水防のため出動する車輛の標識は昼夜別に、次の標旗又は標灯を用いるものとする。

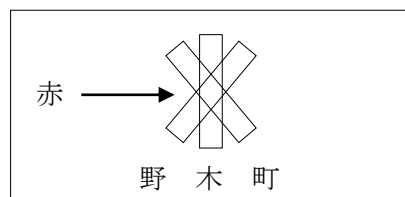


2. 水防のため出動する県および水防機関職員は、次による腕章を着用する。

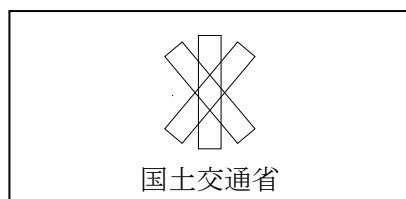
県職員



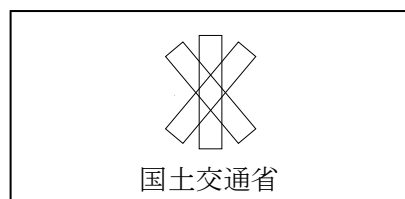
町の職員



3. 国土交通省関東地方整備局職員の用いる標旗および腕章は次のとおりである。



標旗



腕章

第24条 水防信号

法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分		警 鐘 信 号	サイレン
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休 止 ○ 休 止	5秒 15秒 5秒 □ ——— □ 吹鳴 休止
第2信号	水防団体および消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○	5秒 6秒 □ — □ — □ ↓
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○ — ○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○ — ○	10秒 5秒 □ — □ — □ ↓
第4信号	必要と認める区域内的の居住者に避難の為立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 □ — □ ↓

備 考	1. 信号は適宜の時間継続する。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。
--------	---

第25条 公 用 負 担

1. 法第28条により公用負担の権限を行使する者、水防管理者又は消防機関の長にあっては身分を示す証明書、これらの者の委任を受けた者にあっては次の証明書を携行し、必要ある場合はこれを提出しなければならない。

第 号 公 用 負 担 命 令 権 限 証 野 木 町 消 防 団 職 名 氏 名 上記の者に〇〇区域における水防法第28条の権限 行使を委任したることを証明する。 令和 年 月 日 水防管理者 野 木 町 長 氏 名 ㊟

2. 法第28条第2項の規定により公用負担の権限を行使したときは、次の公用負担命令票を2通作成してその1通を目的物の所有者又は管理者、若しくはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第 号 公 用 負 担 命 令 票 住 所 負担者氏名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">物 件</th> <th style="width: 15%;">数 量</th> <th style="width: 40%;">負担内容(使用・収用・処分)</th> <th style="width: 15%;">期 間</th> <th style="width: 15%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 水防法第28条の規定により上記物件を収用(使用または処分)する。 令和 年 月 日 水防管理者 野木町長 氏 名 ㊟	物 件	数 量	負担内容(使用・収用・処分)	期 間	摘 要					
物 件	数 量	負担内容(使用・収用・処分)	期 間	摘 要						

上記権限行使により損害を受けたものに対しては、当該水防管理団体は時価により、その損害の補償をするものとする。

第26条 避難のための立退き

1. 法第29条の規定により町長又はその命を受けた職員は必要があるときは、ラジオ、水防信号、又は広報網その他の方法によって区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示することができる。
2. 町長が居住者に対して行なう避難のための計画は、次のとおりである。

(計画規模降雨量＝思川流域の48時間の総雨量 306 mm)

地区名	避難所名	住 所	電話番号
友沼	友沼小学校	友沼 916	56-0017
丸林西	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
新橋(西)・松原	野木第二中学校	野木 4048	55-2701
野木・野渡	野木小学校	野木 2450-1	56-0018
新橋(東)・丸林東・中谷・南赤塚	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019

※ただし、想定最大規模の洪水の場合には、次のとおりとする。

(想定最大規模降雨量＝思川流域の48時間の総雨量 619 mm)

地区名	避難所名	住 所	電話番号
友沼	野木中学校	潤島 800-1	56-0400
	佐川野小学校	佐川野 1808	56-0888
丸林西	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
新橋(西)・松原	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019
野木・野渡	野木小学校	野木 2450-1	56-0018
新橋(東)・丸林東・中谷・南赤塚	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019
潤島	野木中学校	潤島 800-1	56-0400

3. 町長は立退きを指示したときは、所轄警察署長にその旨を通知しなければならない。

第27条 水 防 の 解 除

町長は水防警報解除のあったとき、又は、河川水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに栃木土木事務所長にその旨を報告するものとする。

第11章 決 壊 時 の 処 置

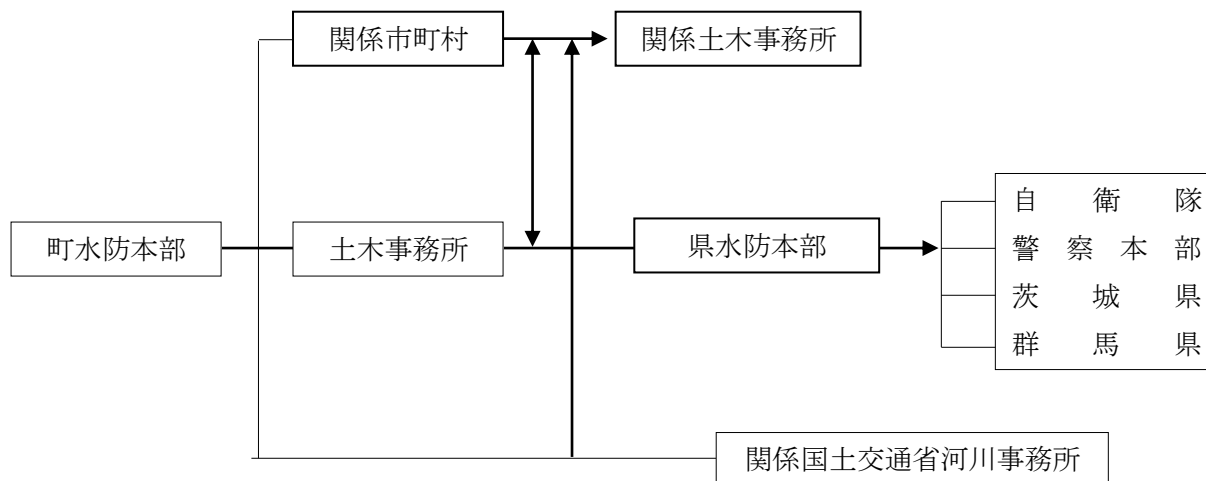
第28条 通 報 処 置

1. 堤防、その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、町長は水防法第25条の規定により、直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接管理団体に通報するもの

とする。

2. 消防機関は、決壊後といえども出来得る限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。

3. 通報系統については、次のとおりとする。



第12章 協力応援

第29条 水防管理団体の協力応援

1. 隣接市町村の水防に関する消防機関の相互援助協力に関して、町長はあらかじめ次の事項を協定しておき応援等の必要が生じたときは、隣接市町村長又は水防管理者に対し応援を要請するものとする。

- (1) 応援要請の要領に関すること。
- (2) 応援隊の編成集合に関すること。
- (3) 応援する資材の品目数量およびこれらの輸送方法に関すること。
- (4) 経費の負担区分に関すること。
- (5) 応援隊の任務分担輸送給食（宿泊）等に関すること。
- (6) その他必要な事項。

2. 隣接市町村の消防機関の応援については、法第23条第1項の規定により応援を求められたときは勿論、その他の場合においても前号の協力により相互に応援する外に、水防資材等については努めて共用の便を図るものとする。

3. 前項の援助協力にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄のもとに努めて隊組織をもって行動するものとする。

4. 土木事務所は、管内市町の水防機関の相互援助協力について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。
5. 応援又は援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。
6. 前項の協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

第30条 自衛隊の協力応援要請

町長は水防上、自衛隊の救援を必要と認めたときは、次の事項を緊急連絡の方法により知事（危機管理課）に派遣を要請することができる。

- （1）災害の状況及び派遣を要請する理由
- （2）派遣を希望する期間
- （3）派遣を希望する区域及び活動内容
- （4）その他参考事項

第13章 水 防 報 告

第31条 報 告

町長は洪水等による被害を生じた場合は、次の方法により栃木土木事務所長を経由し、知事に報告するものとする。

（1）概 況 報 告

差し当たり水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

（2）中 間 報 告

被害状況が逐次判明した場合は適時電話等をもって報告するとともに資料4（34ページ）の様式により報告するものとする。

但し、死者、重症者、集団被害（おおむね50戸以上）及び特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項を報告するものとする。

イ 死者及び重症者については死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項。

ロ 集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要。

（3）確 定 報 告

被害状況が確定した場合は、資料4（33ページ）の様式により知事に確定報告（土木事務所経由）を行うものとする。

第32条 水防活動実施報告

水防が終結したときは、町長は資料5（34ページ）知事（栃木土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出するものとする。

第33条 被害調査

被害調査のため受持区域分担を次のとおり定める。

区 域	主調査担当者	副調査担当者	報告先	連絡方法	備 考
本部分団区域内	本 部 分 団 長	本部分団副分団長	野木町役場	無線・電話・伝令	
第1分団区域内	第 1 分 団 長	第1分団副分団長	〃	〃	
第2分団区域内	第 2 分 団 長	第2分団副分団長	〃	〃	
第6分団区域内	第 6 分 団 長	第6分団副分団長	〃	〃	

第14章 そ の 他

第34条 水 防 訓 練

本町において別に定める水防訓練実施要領に基づいて、実情に応じた水防訓練を実施するものとする。

なお、水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、次の事項を栃木土木事務所を経由の上、知事に報告するものとする。

1. 実施する場合

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 月 日 時 | (4) 主 催 |
| (2) 場 所 | (5) 実施予定工法 |
| (3) 河 川 名 | |

2. 実施した場合

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 月 日 時 | (5) 参 加 人 員 |
| (2) 場 所 | (6) 使用資材数量 |
| (3) 河 川 名 | (7) 使用資材見積書 |
| (4) 実 施 工 法 | |

第35条 水防協議会委員

1. 法第34条1項の規定に基づき野木町水防協議会を設置する。
2. 野木町水防協議会委員の構成員は資料1（30ページ）のとおりとする。

《参考資料》

野木町水防協議会委員名簿

	役 職	職 名	氏 名	備 考
1	会 長	野木町長	真 瀬 宏 子	
2	委 員	野木町議会議長	松 本 光 司	
3	同 上	栃木県土木整備部参事兼栃木土木事務所長	横 尾 元 央	
4	同 上	小山警察署長	菅 原 良 之	
5	同 上	利根川上流河川事務所古河出張所長	磯 部 征 史	
6	同 上	野木町副町長	真 瀬 栄 八	
7	同 上	野木町教育長	菊 地 良 夫	
8	同 上	野木町議会副議長	真 瀬 薫 正	
9	同 上	野木町議会総務経済常任委員長	坂 口 進 治	
10	同 上	野木交番所長	立 花 義 章	
11	同 上	小山市消防署野木分署長	中 山 辰 志	
12	同 上	野木町消防団長	大 森 健 雄	
13	同 上	野木町消防団副団長	大 高 和 広	
14	同 上	野木町消防団副団長	栗 田 好 弘	
15	同 上	野木町消防団本部団員	中 村 英 樹	
16	同 上	野木町消防団本部団員	知 久 敦 則	
17	同 上	野木町消防団本部団員	寶 示 戸 寿 弘	
18	同 上	野木町消防団本部団員	針 谷 裕 貴	
19	同 上	野木町消防団本部団員	石 川 寛	
20	同 上	野木町消防団本部分団長	永 田 明 也	
21	同 上	野木町消防団第1分団長	石 塚 航	
22	同 上	野木町消防団第2分団長	茅 原 寿	
23	同 上	野木町消防団第3分団長	田 村 一 樹	
24	同 上	野木町消防団第4分団長	知 久 忍	
25	同 上	野木町消防団第6分団長	齋 藤 康 大	
26	同 上	友沼区長	光 野 行 泰	
27	同 上	松原区副区長	山 中 貞 男	
28	同 上	新橋区長	加 藤 和 樹	
29	同 上	丸林東区長	岡 村 茂 一 郎	
30	同 上	丸林西区長	齋 藤 孝	
31	同 上	野木区長	石 塚 一 郎	
32	同 上	野渡区長	秋 山 清 一	
33	同 上	野木町総合政策部長	遠 藤 正 博	
34	同 上	野木町産業建設部長	知 久 佳 弘	
35	同 上	野木町総務課長	松 原 一 敏	
36	同 上	野木町政策課長	小 沼 洋 司	
37	同 上	野木町産業振興課長	大 日 方 貴 雄	
38	同 上	野木町都市整備課長	岩 崎 統 一	
39	同 上	野木町上下水道課長	針 谷 昌 吾	

◆上記の委員名簿をもって、委員の委嘱とさせていただきます。

令和6年7月4日

野木町長 真瀬 宏子

水防関係連絡先電話一覧表

関 係 先	電 話 番 号
野 木 町 総 務 課	0 2 8 0 - 5 7 - 4 1 1 2
利 根 川 上 流 河 川 事 務 所	0 4 8 0 - 5 2 - 3 9 5 6
利 根 川 上 流 河 川 事 務 所 古 河 出 張 所	0 2 8 0 - 2 2 - 0 4 8 7
栃 木 県 河 川 課	0 2 8 - 6 2 3 - 2 4 4 5
栃 木 県 危 機 管 理 課	0 2 8 - 6 2 3 - 2 1 3 6
栃 木 土 木 事 務 所	0 2 8 2 - 2 3 - 3 4 3 3
小 山 警 察 署	0 2 8 5 - 3 1 - 0 1 1 0
東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社	0 2 8 5 - 3 5 - 3 5 1 9
小 山 市 消 防 本 部	0 2 8 5 - 3 9 - 6 6 6 0
小 山 市 消 防 署 野 木 分 署	0 2 8 0 - 5 7 - 1 1 1 9
古 河 消 防 署	0 2 8 0 - 4 7 - 0 1 1 9
古 河 市 消 防 防 災 課	0 2 8 0 - 7 6 - 1 5 1 1
小 山 警 察 署 野 木 交 番	0 2 8 0 - 5 6 - 1 7 0 3
小 山 警 察 署 佐 川 野 警 察 官 駐 在 所	0 2 8 0 - 5 6 - 0 5 7 7

資料3

電話通信用紙

受信	相手方	連絡者名	開始時刻	完了時刻	通信方法		記事	受信者名
			時 分	時 分				

送信	相手方	連絡者名	開始時刻	完了時刻	通信方法		記事	送信者名
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				
			時 分	時 分				

記事

(注) 伝達の際には、時刻を確かめ合ってください。

伝達が遅れた場合には、記事欄に理由をお書き下さい。

伝 達 演 習 記 録

送信記事 (演習時現在)	通 信 方 法	宛先数	全所要時間	通信器数	従事者数	摘 要				
	加入電話									
	加入電話 (同時送話)									
	専用有線									
	専用有線 (同時送話)									
	専用無線									
	専用無線 (同時送話)									

(注) 太枠線内は必ず記入のこと。

伝達の際には、時刻を確かめ合ってください。

伝達が遅れた場合には、記事欄に理由をお書き下さい。

摘要欄は、整理に用いますので、何も書かないで下さい。

被害状況

中間
確定報告令和 年 月 日 時から
令和 年 月 日 時まで市町村名
作成者氏名

(1) 住家、非住家、田畑、耕地、道路の被害

(2) 橋梁、堤防、山林、その他の被害

被害種別		被害数量			被害種別		被害数量			
人の被害	罹災者数				橋梁の被害	国道	流失	箇所数		
	死者						延長(m)			
	生死不明						落下	箇所数		
	重傷						延長(m)			
家畜損害見積書				撤去			箇所数			
住宅の被害	全壊	戸数				延長(m)				
		人員				その他	箇所数			
	半壊	戸数				延長(m)				
		人員				計	損害見積額(円)			
	一部破損	戸数				市町村道	流失	箇所数		
		人員			延長(m)					
	流失	戸数			落下		箇所数			
		人員			延長(m)					
	浸水	床上	戸数				撤去	箇所数		
			人員			延長(m)				
床下		戸数			その他	箇所数				
		人員			延長(m)					
計	戸数			計	損害見積額(円)					
	人員									
非住家の被害	全壊	棟数			堤防の被害	国負担の堤防	流失	箇所数		
		人員					延長(m)			
		半壊	棟数					決壊	箇所数	
		一部破損	棟数					延長(m)		
		流失	棟数					崩壊	箇所数	
		浸水	床上				延長(m)			
	床下					埋没	箇所数			
計	棟数			延長(m)						
損害見積額(円)				計		損害見積額(円)				
農地の被害	田	浸水(ha)				市町村負担の堤防	流失	箇所数		
		冠水(ha)			延長(m)					
		流失(ha)			決壊		箇所数			
		埋没(ha)			延長(m)					
		その他(ha)			崩壊		箇所数			
		(ha)			延長(m)					
		損害見積額(円)			埋没		箇所数			
	畑	浸水(ha)			延長(m)					
		冠水(ha)			計		損害見積額(円)			
		流失(ha)								
		埋没(ha)			山林の被害	荒廃林地	面積(ha)			
		その他(ha)				損害見積額(円)				
		(ha)				林道	延長(m)			
損害見積額(円)			損害見積額(円)							
耕地の被害	田	面積(ha)			林産物	損害見積額(円)				
		損害見積額(円)			計	損害見積額(円)				
	畑	面積(ha)			損害見積額計(円)					
道路の被害	国道	冠水	箇所数		備考	(1) 住家、非住家の全壊には埋没による全壊も含み、半壊一部破損の場合もこれに準ずるものとする。				
		延長(m)				(2) 住家、非住家の損害額については建物内にある家財道具荷品、機械器具等の一切の動産の被害額。				
		流失	箇所数			(3) 農作物の被害中(その他)の欄には田畑に取りおきたる作物又は風害による損害減収見込数量を記入すること。				
		延長(m)				(4) 荒廃林地とは風雨により山の土砂が崩壊し荒廃した山林のことであり林道には搬出路を含む。				
		決壊	箇所数			(5) 林産物の損害見積額には木材、薪炭その他林産物の被害を含むものとする。				
		延長(m)				(6) 全壊とは補修をしても使用に堪えない程度のもの、半壊とは補修(小修繕を除く)による再使用に堪える程度のもの。一部破損とは部分的小修繕により使用に堪える程度のものをいう。				
	市町村道	埋没	箇所数			(7) 損害見積額の査定は基準による。住家非住家は新築一年以内に及び建設中のもには建築費をもって価格としその他は現物として売買することのできる一般市価を基準とする。				
		延長(m)				(8) 耕地の被害の公共施設とは農道、水路、護岸堤防、水梁、隧道井樋、架樋、溜池、橋梁等をいう。				
		決壊	箇所数							
		延長(m)								
		埋没	箇所数							
		延長(m)								
計	損害見積額(円)									

報告様式

水 防 活 動 実 施 報 告 書

水防管理団体名（市町村名）

担当課名

担当者職氏名

電話

自令和
至令和

年
年

月
月

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材３５万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
県（都道府）分 月 分 迄	－	人 －	円	円	円					
月 分	－	－								
月 分	－	－								
月 分	－	－								
小 計	－	－								
累 計	－	－								
水防管理団体分 月 分 迄										
月 分										
月 分										
月 分										
小 計										
累 計							円	円	円	

「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇 置石及び土砂の使用額を記入すること。
「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

水防法

発令 : 昭和24年6月4日 号外法律第193号

最終改正 : 令和5年5月31日 号外法律第37号

改正内容 : 令和5年5月31日 号外法律第37号[令和5年5月31日]

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘(こう)門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務

に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱す

る。

- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣

又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るた

め、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
- （地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるもの

とする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
 - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
 - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
 - 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
 - 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
- （要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若

しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の水防管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三

項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁

止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれに関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九條 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫している

と認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町

村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を

講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を

行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二十四年八月三日〕から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の

範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

気象業務法

発令 : 昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号

最終改正 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号

改正内容 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号[令和 4 年 6 月 17 日]

(予報及び警報)

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。

第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

5 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

野木町水防協議会条例

昭和25年 6 月19日 条例第 1 号

改正

昭和38年 1 月25日 条例第 1 号

平成19年 9 月19日 条例第31号

平成24年 9 月21日 条例第31号

野木町水防協議会条例

(趣旨)

第 1 条 水防法（昭和24年法律第193号）第34条第 5 項の規定による野木町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(組織)

第 2 条 本会に会長 1 名及び委員若干名を置く。

2 会長は、水防管理者をもってこれに充て、委員は関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が委嘱する。

(会長及び職務代理者)

第 3 条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、そのあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第 4 条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故あるときは、そのあらかじめ指名する職務上の代理者が、その職務を行うことができる。

(任期)

第 5 条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、この任期中においてこれを免じ又は解職することができる。

(会議)

第 6 条 会長は会議を招集し、その議長となる。

第 7 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書記)

第8条 協議会に書記若干名を置き、会長が命じ又は委嘱する。書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(手当等)

第9条 会長、委員又は書記に対しては、予算の範囲内で水防管理者の定めるところにより手当及び費用弁償を支給することができる。

(委任)

第10条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和25年6月20日から施行する。

附 則(昭和38年1月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年1月1日から適用する。

附 則(平成19年9月19日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 避難指示等の判断・伝達マニュアル

- | | |
|-------|---|
| 水 害 編 | 1. 対象とする河川
2. 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）
3. 避難指示等の伝達内容等 |
| 土砂災害編 | 1. 対象とする区域
2. 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）
3. 避難指示等の伝達内容等 |

【水害編】

1. 対象とする河川

避難指示等の対象となる河川は下表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

表 1

河川名	基準観測所	備考
渡良瀬川	古河	国管理
思 川	乙女	国管理
巴波川	中里	国管理

浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

- ・浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険であること。

2. 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表2のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表 2

■ 渡良瀬川

基準観測所	渡良瀬川 古河観測所
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（4.7m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫注意情報が発表されたとき
避難指示 【警戒レベル 4】	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（9.7m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（8.9m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	・堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ・氾濫発生情報や大雨特別警報等が発表されたとき

■ 思 川

基準観測所	思川 乙女観測所
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.5m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫注意情報が発表されたとき
避難指示 【警戒レベル 4】	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.7m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（5.7m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	・堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ・氾濫発生情報や大雨特別警報等が発表されたとき

■ 巴波川

基準観測所	巴波川 中里観測所
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.7m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫注意情報が発表されたとき
避難指示 【警戒レベル 4】	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（5.1m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	・堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ・氾濫発生情報や大雨特別警報等が発表されたとき

3. 避難指示等の伝達内容等

1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

＜高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、野木町水防本部（災害対策本部）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため高齢者等避難を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇小学校（避難所名）へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、野木町水防本部（災害対策本部）です。○時○分に○○地区に対して、○○（避難すべき事由）のため、避難指示を出しました。直ちに○○小学校（避難所名）へ避難してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。」

＜緊急安全確保の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、野木町水防本部（災害対策本部）です。○時○分に○○地区に対して、○○（避難すべき事由）のため、緊急安全確保を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに○○小学校（避難所名）への避難を完了してください。避難が間に合わない方は、直ちに命を守る行動を取ってください。なお、浸水により、○○道は通行できません。」

2) 避難指示等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先

- ・住民等（住民、区長、自治会長、民生委員、自主防災組織代表者等）
- ・要配慮者・福祉関係機関等（要配慮者の事前登録者、町社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）
- ・防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

伝達手段

- ・防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、電話、FAX等

【土砂災害編】

1. 対象とする区域

1) 避難指示等の対象となる区域は下表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

2) 避難の際には、次の事項に留意する。

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

表1：土砂災害危険箇所一覧表

急傾斜

危険箇所番号	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	人家戸数
364-I-001	坂下D	野木	坂下	有	有	0
364-II-001	台林A	友沼	台林	有	有	0
364-II-002	台林B	友沼	台林	有	有	0
364-II-003	坂下C	野木	坂下	有	有	1

2. 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

1) 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表2のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表 2

対象地区	・ 避難すべき区域の全部
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難指示 【警戒レベル4】	・ 土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ・ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・ 土砂災害が発生した場合

3. 避難指示等の伝達内容等

水害編の3を参照のこと

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難指示の発令等に着目した防災行動計画【タイムライン】

資料10

氾濫発生までの
時間イメージ
(目安)

3日前

2日前

1日前

18時間前

半日前

6時間前

氾濫発生

気象情報等
◇早期注意情報(警報級の可能性) ※5日先までに予想されているとき、ホームページに発表 ◇台風予報 ◇台風に関する栃木県気象情報 ○大雨注意報・洪水注意報発表 ○台風に関する今後の見通し ○大雨警報・洪水警報発表
水防団待機水位到達 乙女水位観測所(水位3.0m) 古河水位観測所(水位2.7m) 中里水位観測所(水位2.0m) 観見橋水位観測所(水位2.8m)
◇暴風警報発表
氾濫注意水位到達 乙女水位観測所(水位5.5m) 古河水位観測所(水位4.7m) 中里水位観測所(水位2.7m) 観見橋水位観測所(水位3.4m)
○宇都宮气象台ホットライン
避難判断水位到達 乙女水位観測所(水位5.7m) 古河水位観測所(水位8.9m) 中里水位観測所(水位5.1m) 観見橋水位観測所(水位5.8m)
氾濫危険水位到達 乙女水位観測所(水位8.7m) 古河水位観測所(水位9.7m) 中里水位観測所(水位5.5m) 観見橋水位観測所(水位6.5m)
○大雨特別警報発表 堤防天端に水位が到達又は到達するおそれがある場合 堤防の決壊等による 氾濫が発生した場合

利根川上流河川事務所・栃木県
○施設の点検・操作確認 ○災害対策用資機材・復旧 資機材等の確保 ○リエゾン体制の確認 ○協力機関の体制確認
水防警報(待機・準備)
洪水予報(氾濫注意情報) ○出水時点検(巡視) ○CCCTVによる監視強化 ○漏水・浸食情報提供 ○応援体制の確認・要請 (防災エキスパート等) ○リエゾンの派遣(必要に応じて) ○利根川上流河川事務所ホットライン
洪水予報(氾濫警戒情報) ○危険箇所の水位監視 ○CCCTVによる監視強化 ○知事ホットライン ○災害対策機械の派遣
洪水予報(氾濫発生情報) 緊急復旧、堤防調査委員会設置 ○被害状況の把握(ヘリコプター 等による迅速な状況把握) ○被害状況・調査結果等の公表 ○知事ホットライン ○TEC-FORCE の活動

野木町
気象庁が発表「早期注意情報(警報級の可能性)」 ○台風、雨量に関する気象情報の収集 警戒レベル1 気象庁が発表「洪水注意報、大雨注意報等」 ○水防団、区長、民生委員等への注意喚起 ○水防資機材の確認 ○休校の判断、体制の確認等 ○職員の連絡体制を確認 警戒レベル2 注意体制【第一配備】 ○1時間ごとに河川水位、 雨量、降水短時間予報 を確認 ○水防団待機 ○連絡要員の配置 ○要配慮者施設に洪水予報伝達 ○避難を必要とする状況が夜間・ 早朝の場合は、高齢者等避難 の発令の検討・判断 ○避難所開設の準備 警戒体制【第二配備】 ○正副町長登庁 ○必要に応じ、助言の要請 ○河川巡視・水防活動状況 報告 災害警戒本部設置 ○利根川上流河川事務所ホットラインにより助言を 要請する・助言を受ける ○宇都宮气象台から助言を受ける ○県幹部職員から助言を受ける 防災体制をさらに強化する 非常体制【第三配備】 ○河川水位、雨量、洪水 短時間予報を確認 ○災害対策機械の派遣要請 警戒レベル4 避難指示 ○要配慮者施設に避難を指示 ○避難指示地区の避難状況を 確認する ○知事ホットラインにより助言を要請する・助言を受ける 非常体制【第四配備】 災害対策本部設置 ○災害協定団体への協力要請 ○大雨特別警報の住民への周知 ○住民に対し、堤防決壊等の状 況を周知する ○避難所の運営 ○避難者への支援 警戒レベル5 緊急安全確保 ○氾濫状況を確認し、必要に応じ知事へ災害派遣要請を行う ○自衛隊やTEC-FORCEの派遣要請 ○広域支援・連携の要請

住民等
災害情報の確認等 ○テレビ、ラジオ、インターネット等で気象警報等 の確認をする 避難行動の確認 ○ハザードマップ等で避難所・避難ルート の確認をする ○非常持ち出し品の準備をする ○「防災たより」等で情報の確認をする ○テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール(「防災 たより」等)で降雨や河川の状況を確認しながら、 避難の準備を整える ○携帯メール(緊急速報メール、「防災たより」 等)、防災無線で高齢者等避難を受信する 避難に時間のかかる 高齢者や障害のある方等は、 危険な場所から避難 ○避難の準備(要配慮者以外) ○携帯メール(緊急速報メール、「防災たよ り」等)、防災無線で避難指示を受信する 危険な場所から全員避難 避難完了 ○携帯メール(緊急速報メール、「防災た より」等)、防災無線で情報を受信する 最終的な危険回避行動

野木町 洪水浸水予想図

洪水ハザードマップ

このマップは、**思川・渡良瀬川・巴波川**が大雨により増水し、河川が氾濫した場合の浸水予想に基づいて、浸水区域と浸水の深さ及び各地区の避難所等を示したものです。

洪水の規模は、100年または200年に1回¹⁾降ると予想される降雨を対象としています。

氾濫が発生した場合に、町民の皆様が迅速かつ安全に避難し、自ら身を守っていただくための資料となるものですので、日頃から目に付く場所に保管して洪水に備えてください。

なお、土地利用の変化などにより実際の浸水深と異なり、表示区域以外でも浸水する場合がありますので、防災情報等に注意し危険を感じたら、早めに自主的な避難を心がけましょう。

1) 洪水の規模は、国土交通省管轄区域で200年に1回、熊本県管轄区域で100年に1回降ると予想される降雨を対象としています。

番号	施設名	住所	電話番号
1	野木町役場	丸林571	TEL 57-4111
2	小山市消防署野木分署	丸林149	TEL 57-1119
3	小山警察署野木交番	丸林383-16	TEL 56-1703
4	小山警察署佐川野警察官駐在所	佐川野493-4	TEL 56-0577

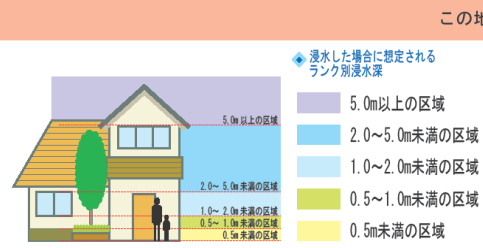
 指定避難所一覧				
指定された避難所へ避難してください。				
お住まいの地区	番号	避難先施設名	住 所	電話番号
友 沼	①	友沼小学校	友沼916	TEL 56-0017
丸林西	②	野木町公民館・ 体育センター	丸林571	TEL 57-4188
新橋西 松 原	③	野木第二中学校	野木4048	TEL 55-2701
野 木 野 渡	④	野木小学校	野木2450-1	TEL 56-0018
新橋東 丸林東 中谷南 赤塚	⑤	南赤塚小学校	中谷508	TEL 56-0019

※ 野木第二中学校は浸水想定区域内にありますが、対象洪水では建物の浸水はありません。

福祉避難所一覧

指定避難所での生活に支障がある高齢者や障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する避難者のための施設です。

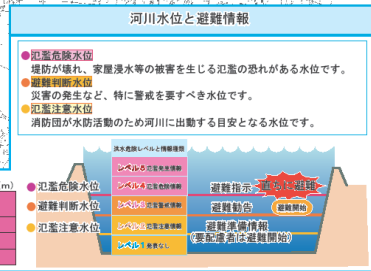
番号	施設名	住所	電話番号
①	キラリの舎	南赤塚1218-9	TEL 57-3211
②	セルブ花	若林443-7	TEL 54-1387
③	紅の舎	佐川野1785-1	TEL 56-1000
④	野木病院	友沼5320-2	TEL 57-1011
⑤	花の舎病院	南赤塚1196-1	TEL 57-1200
⑥	ひまわり荘	南赤塚1218-1	TEL 57-0300
⑦	ホーム宙	若林443-1	TEL 54-1399



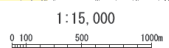
- 町役場
 - 警察
 - 消防
 - 医療機関
 - 歯科医院
 - 指定避難所
 - 福祉避難所
 - 要配慮者施設
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 町境界
 - 鉄道
 - 堤防
 - 浸水頻発箇所(内水氾濫)
 - 避難先
- (※この矢印は避難先を示すものであり、避難経路ではありません)

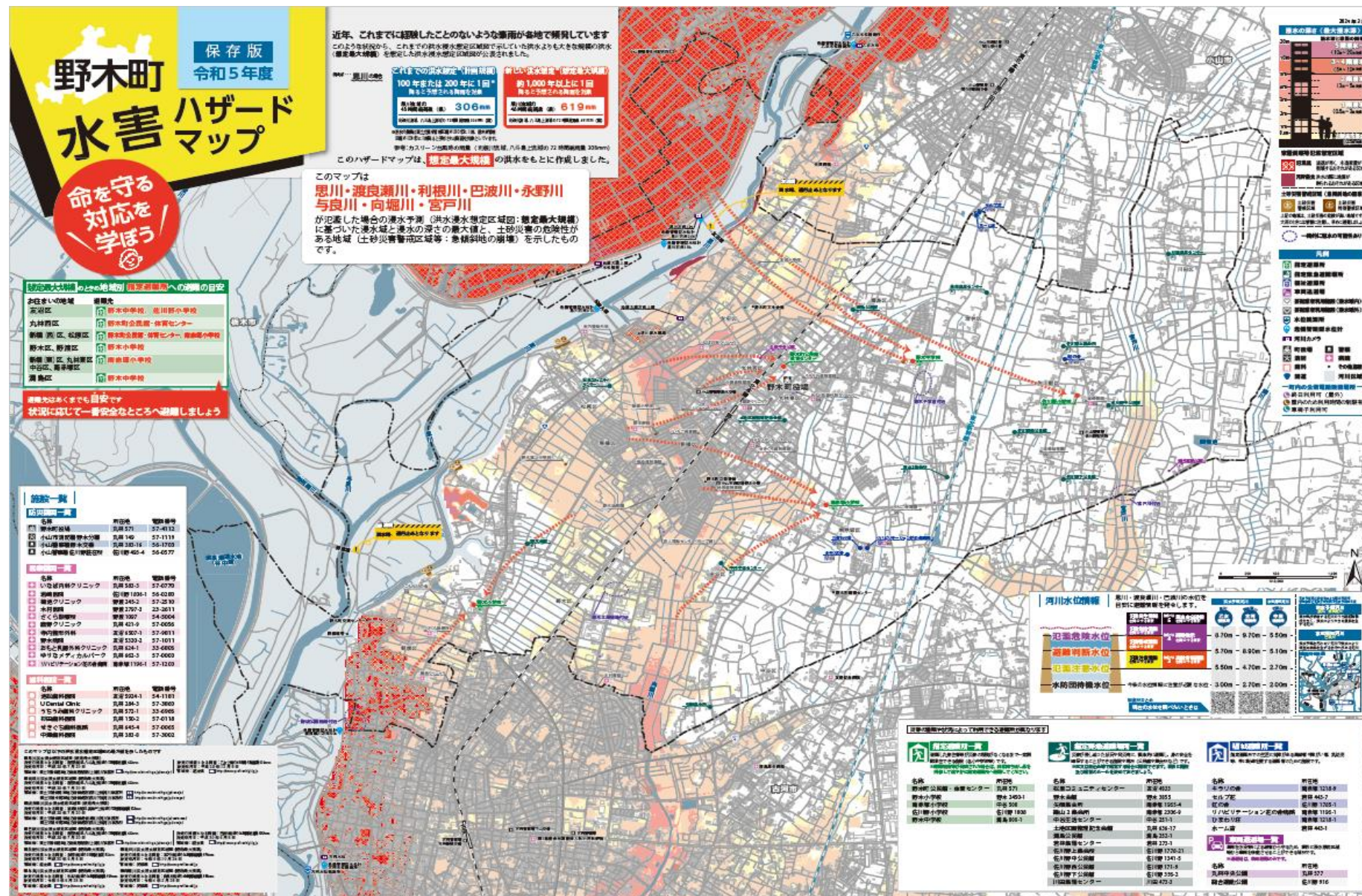
番号	施設名	住所	電話番号
1	いなば内科クリニック	丸林583-3	TEL 57-0770
2	岩崎医院	佐川野1006-1	TEL 56-0280
3	菊池クリニック	野渡245-2	TEL 57-2510
4	木村医院	野渡2797-3	TEL 23-2611
5	さくら診療所	野渡1097	TEL 54-5004
6	鹿野クリニック	丸林421-9	TEL 57-0556
7	寺内整形外科	友沼6507-1	TEL 57-9811
8	野木病院	友沼5320-2	TEL 57-1011

番号	施設名	住所	電話番号
1	池松歯科医院	友沼5924-1	TEL 54-1181
2	上原歯科医院	丸林284-3	TEL 57-3860
3	杉田歯科医院	丸林150-2	TEL 57-0118
4	せきぐち歯科医院	丸林45-4	TEL 57-0065
5	中澤歯科医院	丸林383-8	TEL 57-3002



河川名	観測所	住所	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
思川	乙女	小山市乙女	5.50	7.70	8.70
渡良瀬川	古河	古河市桜町	4.70	8.40	8.90
巴波川	中里	小山市中里	2.70	5.10	6.50





災 害 協 定 一 覧

協 定 名	締結日	協定市町村等	協 定 内 容（概要）	備 考
特殊災害消防相互応援協定	S56.6.1	県内市町・一部事務組合	○大規模な火災、多数の死傷者の発生が予測される災害 ・消防隊、救急隊、消防関係資器材、職員等の提供応援	経費：燃料及び 給食分は 被災市町
日本水道協会栃木県支部 水道災害相互応援要綱	H8.4.18	日本水道協会 栃木県支部正会員	・職員派遣、給水用ポリタンク等提供 ・作業用車両、機械等の提供	経費：地震等緊急時 対応の手引き参照
災害時における市町村相互応援に 関する協定	H8.7.30	県内市町村	・食糧、飲料水、生活必需品、資機材の提供 ・被災者救出、医療、防疫、施設応急復旧等 ・救助・応急復旧に必要な職員の派遣 等	経費：被災市町
災害時における物資供給に関する 協定（NPO 法人コメリ災害対策セ ンター）	H19.5.23	NPO 法人コメリ災害対 策センター	・作業シート、ヘルメット、土のう袋、軍手等 ・毛布、タオル、マスク等日用品 ・飲料水、水缶、アルファ米 ・投光器、乾電池、救急ミニトイレ等	経費：被災市町
災害時における物資の供給に関す る協定（関東フーズサービス）	H19.12.5	関東フーズサービス(株)	・飲料水、清涼飲料水	経費：2,000 本ま では協定先
栃木県災害廃棄物等の処理におけ る市町村等相互応援に関する協定	H20.3.21	県、県内市町村及び 一部事務組合	・地震・豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した 廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋等	経費：被災市町
災害時の情報交換に関する協定	H23.4.1	国土交通省 関東地方整備局	○情報交換 ・一般被害状況、道路・河川等の被害状況 ○情報連絡員（リエゾン）の派遣	経費：無し

協 定 名	締結日	協定市町村等	協 定 内 容 (概要)	備 考
下都賀地区における災害時の 相互協力に関する協定	H24.10.29	栃木市、小山市、下野市、 壬生町、野木町、 小山・栃木・下野警察署、 小山・栃木・石橋消防、 (社) 県建設業協会下都 賀支部	○被災自治体に警察・消防が行う人命救助活動に際し、 (社) 県建設業協会下都賀支部が資機材等を提供 協力会社 5 4 従業員 1032 人	経費：資機材等 について は被災市 町
危機発生時等の支援活動に 関する協定	H25.3.26	野木町商工会	・機材、資材、消耗品の提供等	経費：被災町
(災害時における法律相談業務に 関する協定)	(H25.5.24)	(栃木県と県弁護士会)	(大規模被害発生時の被災者等への法律相談業務)	市町からの要請 に対応
大規模災害時における 相互応援に関する協定	H25.8.3	福島県川俣町 人口 14,111 人 世帯 5,062 面積 127.66km ²	・食糧、飲料水、生活必需品等の提供・物資の輸送 ・医療防疫資機材、発電機、車両等の提供・貸与 ・医療職、技術職、技能職等の職員派遣 ・被災者の一時収容のための施設提供、被災者の移送	経費：被災町
災害時における食糧及び生活必需 品等の供給に関する協定	H26.1.14	とちぎコープ生活協同 組合	・食糧及び生活必需品等の優先的供給	経費：被災町
災害時等における電気設備の復旧 等に関する協定書	H26.3.28	栃木県電気工事業工業	・町有施設の電気設備の復旧・点検 ・町が行う応急活動に対する協力 等	経費：被災町
災害時における電気設備の復旧活 動等に関する協定書	H26.3.28	栃木県電気工事業工業 組合小山支部	・公共施設等の電気設備等の復旧活動 ・町が必要とする緊急応急作業 等	経費：町、協定 者で協議
災害対策基本法に基づく 放送要請に関する協定	H27.2.27	とちぎテレビ 栃木放送	・野木町に被害が出たとき、災害の兆候がある時、速報等 で対応	経費：無し
災害時における物資等の緊急輸送 に関する協定	H28.8.17	栃木県トラック協会 小山支部	・物資の輸送	経費：町、協定者 で協議
災害時の応急対策業務の実施に関 する協定	H28.8.17	栃木県トラック協会 小山支部	・資機材（重機等）の提供	経費：町、協定者 で協議

協 定 名	締結日	協定市町村等	協 定 内 容 (概要)	備 考
災害時における物資の供給に関する協定	H28.9.1	(株)ダイドードリンコ サービス関東	・飲料水の供給	経費：2,000 本までは協定先
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	H28.10.26	一般社団法人 小山歯科医師会	・傷病者に対する歯科医療の提供 ・被災者に対する口腔ケア活動	経費：医療費は原則無料 医師の日当、医薬品は有料
災害時の応急対策業務の実施に関する協定	H28.11.30	野木町建設業協同組合	・人材の派遣 ・資機材の提供 ・労務の提供	経費：町、協定者で協議
災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定	H28.12.19	医療法人社団 友志会	・要配慮者の受入 (ひまわり荘、花の舎病院、野木病院)	経費：有料 人件費、食費、おむつ代等
災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定	H28.12.19	社会福祉法人 延寿会	・要配慮者の受入 (虹の舎、キラリの舎)	経費：有料 人件費、食費、おむつ代等
災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定	H28.12.19	社会福祉法人パステル	・要配慮者の受入 (ホーム宙、セルプ花)	経費：有料 人件費、食費、おむつ代等
災害時広域支援連携協定	H29.7.7	小山市・栃木市 下野市・結城市	・避難所の相互利用 ・食糧、飲料水、生活必需品の支援 等	経費：被災市町
災害時応援協定	H29.10.10	大洗町	・食糧、飲料水、生活必需品の支援 ・被災者救出、医療、防疫、施設応急復旧 ・救助・応急復旧に必要な職員の派遣 ・避難所の相互利用 等	経費：応援町

協 定 名	締結日	協定市町村等	協 定 内 容 (概要)	備 考
関東どまんなかサミット会議構成市町の災害時における相互応援に関する協定	H29.10.16	野木町・古河市 加須市・板倉町 栃木市・小山市	・食糧、飲料水、生活必需品の供給、資機材の提供 ・被災者救出、医療、防疫、施設応急復旧 ・救助・応急復旧に必要な職員の派遣 ・避難所の相互利用 等	経費：原則応援市町 ※広域避難に伴う避難所運営は被災市町
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	H30.5.21	茨城県水戸市	水戸市民の受入	経費：水戸市
野木町と小山農業協同組合との地域活性化に関する包括連携協定	H30.12.19	小山農業協同組合	・物資の供給や人材の派遣などによる応急支援活動	経費：有料
災害時等におけるバス利用に関する協定	H31.3.25	㈱丘里	・車両の提供 ・運転手の確保	経費：有料
災害に係る情報発信等に関する協定	R1.7.16	ヤフー㈱	・防災アプリを活用した情報の提供	経費：無料
災害時における放送要請に関する協定	R1.12.23	テレビ小山放送㈱	・野木町に被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、情報を発信	経費：無料
災害時における物資の供給協力に関する協定	R2.2.19	㈱アイザック	・組立段ボール製ベッドの提供	経費：有料
防災力向上のための協力に関する協定	R2.3.2	損害保険ジャパン 日本興亜㈱	・災害時における無人航空機による情報収集等	経費：災害時は原則無料
災害時における対策業務の応援協力に関する協定	R2.3.27	一般社団法人 栃木県建築士会	・災害時における住宅の危険度判定等	経費：有料
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R2.7.15	東京電力パワーグリッド㈱ 栃木南支社	・停電復旧 ・所有施設の相互利用 等	相互協力
災害時における物資の供給等に関する協定	R2.8.24	川上産業㈱	・災害時におけるプチプチ®、プラパール®等の供給	経費：有料

協 定 名	締結日	協定市町村等	協 定 内 容 (概要)	備 考
災害時における物資の供給協力に関する協定	R3.7.1	(株)レンタルのニッケン	・発電機、仮設トイレ、冷暖房器具、照明器具等の提供	経費：有料
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R3.8.2	社会福祉法人 野木町社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターの設置	経費：有料
災害時における物資の支援に関する協定	R3.11.4	野木町工場協会	・災害時における物資の提供	経費：有料
災害時における電動車両等の支援に関する協定	R4.3.24	東日本三菱自動車販売 (株)・三菱自動車工業(株)	・災害時における電動車両等の提供	経費：無料
災害時における相互応援に関する協定	R4.5.24	千葉県酒々井町	・食料、飲料水、生活必需品、資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧 ・救援・救助活動に必要な車両等の提供 ・被災者を一時収容するための施設の提供 ・職員の派遣 等	経費：被災市町
災害時における相互応援に関する協定	R4.6.23	神奈川県山北町	・食料、飲料水、生活必需品、資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧 ・救援・応急対策等に必要な職員の派遣及び車両等の提供 ・被災者を一時収容するための施設の提供 等	経費：被災市町
電気自動車を活用した災害連携協定	R4.7.6	日産自動車(株)・栃木日産 自動車販売(株)・日産プリ ンス栃木販売(株)	・災害時における電動車両等の提供	経費：無料
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	R5.5.12	栃木トヨタ自動車(株)・ 栃木トヨペット(株)・ トヨタカローラ栃木(株)・ ネッツトヨタ栃木(株)・ トヨタモビリティパー ツ(株)	・災害時における電動車両等の提供	経費：無料

災害時の医療救護活動に関する協定	R5.11.7	一般社団法人 小山地区医師会	・ 傷病者に対する応急処置及び医療 ・ 傷病者等の収容医療機関への搬送の要否、搬送順位の決定 ・ 死亡の確認及び死体の検案 等	経費：医療費は原則無料 医師の日当、医薬品は有料
災害時の医療救護活動に関する協定	R5.11.7	一般社団法人 小山薬剤師会	・ 傷病者に対する調剤及び服薬指導 ・ 傷病者の服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供 ・ 医薬品等の集積場所において、医薬品の仕分け、保管、管理、救護所等への医薬品の供給 等	経費：調剤費は原則無料 薬剤師の日当、医薬品は有料